#### 九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

#### 漢晋における賵賻制度について

劉**,可維** 九州大学大学院人文科学府

https://doi.org/10.15017/1498410

出版情報:九州大学東洋史論集. 42, pp.68-96, 2014-03-31. 九州大学文学部東洋史研究会

バージョン:

権利関係:

# 漢晋における賵賻制度について

における則則制度

劉

可

維

## じめに

は

儀礼をいう。儒家経典に記される賵賻の贈与は一種類だけではなく、それらの内容については、『春秋穀梁伝』隠公元 すると、次のようになる。 表題に掲げた赗賻とは死者に哀悼の意を示すものとして、死者や喪家に贈る財貨・物品、 (前七二二) に、「乘馬曰賵、 衣衾日襚、貝玉曰含、銭財曰賻」とある。また、儒家経典に見える赗賻の用途を整理 或いはそのような物を贈る

内容

種類

盟<br />
埋葬の前に、喪家に出棺の助けとして渡す車馬

襚 小斂の際に、死者を着せる斂衣、及び副葬するための服

宮 小斂の際に、死者の口に入れる貝玉

賻 喪事用の物品ではなく、喪葬儀礼を扶助するための財貨

賵賻という言葉が礼典における正式な用語となっている´□。よって、本稿では賵賻をこのような諸形式の総称として用 右で表記に示したような物品及びそれらを贈与する行為の総称はもともと存在しなかった。 しかし、唐代になると、

具体的 襚・含・賻の贈与はそれぞれ贈贈 贈綫 贈含・贈賻と呼び区別することとする。

て解明した(3)。 確立されるに至っている。筆者は先に唐代の喪葬令に規定される賵賻の内容・基準・手続きなどの具体的な実態につい と考えられるのである。 1の史料には賵賻に関する法令が全く見えない。つまり、先秦時代における賵賻制度は主に儀礼の ついての詳細は未だ明らかにはされてはいない。 述した賵 |賻の各物品は主に喪葬における小斂や出棺の際に使用するものである。 しかし、凶礼に由来する賵賻が如何にして律令制に基づく国家制度となっていったのか、といった問 その後の変遷を経て、律令制が完備した唐代になると、 <u></u> **順期制度は国家の律令によって規定が** 儒家経典の『儀礼』・『礼記』 ない。 面にとどまって 先秦時

は 摘するように、 賵 ?の贈与に関する制度が定められていたと考えられる。そのため、 私見によれば、 襚・含・賻の贈与がすべて現れ、初めて官員の身分に応じた贈与の基準が形成されている。 漢晋時代における制度の実態を追究しなければならない。 西晋の泰始律令は中国法制史上における真の意味での律令の形成を示している(1)。 その泰始律令には賵 唐代における賵賻制度の基礎の確立期は、 漢晋時代に遡るということができる。 国家の律令制に基づく賵賻制度の形成を検討するに また、 漢晋時代になると、 滋賀秀三氏が指

ている(5)。 漢代の賵賻について、 おおよそ二千石以下・中二千石及び万石の三つの等級が存在したことを指摘している(®)。 杉本憲司氏はさらに後漢における贈賻の実例を整理しており、 鎌田重雄氏は前漢における賻の実例に基づき、二千石に対する賻物の量に関する基準を推定し 後漢では明確な贈賻の基準は存在していなか

この条文の復原が正しいとすれば、西晋における赗賻制度の内容を示すことになるであろう(ただし、この復原には後 として復原している⑦。ここに見える る「三公・大司馬・大将軍薨、 西晋の **胴**膊 制度についての専論は管見の限り見当たらないが、 天子発哀于朝堂、 「朝服一具」・「衣一襲」は贈綫であり、 賜秘器・朝服一具・衣一襲・銭三十万・布百匹、 張鵬一氏が西晋の喪葬令を復原し、 「銭三十万」・「布百匹」 加諡 は贈賻に属する。 胴賻 の記述を令文 の贈与

述するように問題がある)。

以上はいずれも漢晋における賵賻制度に関する研究であるが、以下のような問題点も存在してい

- たか、またどのような形で規定されていたかについては未だ十分に明らかにはされていない。 (1) 先行研究は、秩石など漢代における幾らかの賵賻の基準を論じているが、これらの基準が如何にして形成され
- (2) 張鵬一氏は『晋書』の記事から、西晋における三公・大司馬・大将軍に対する賵賻の喪葬令を復原しているが
- この復原は法制史料を根拠としたものではない。従って、そのような規定が西晋において如何なる形で法令として存在 していたか、という問題についてはさらに検討が加えられるべきである。
- にして国家の律令体制に組み込まれたか、 ていたかについても合わせ検討する。以上の考察により、本稿では漢晋時代における賵賻制度が如何にして現れ、 おけるこれら制度の形成過程を解明する。また、西晋の時整備された泰始律令には、賵賻の贈与がどのように規定され おけるこのような制度が如何にして漢代以来の服制から形成されたかという点については未だ考察されていない。 ・「衣一襲」の贈襚は西晋になって初めて現れたものであり、南北朝における最も普遍的な贈襚となっている。 上述の問題点を踏まえて、本稿では漢代における法制史料に基づいて、賵賻に関する具体的な制度を検討し、 (3) 法制面だけではなく、漢代以来形成されてきた礼制、 特に服制も西晋の賵賻制度に影響を与えた。「朝服 漢代に 西晋に . 一 具 」 如何

#### 漢 代 の 賵 賻 制 度

の解明を目指す。

## 1 二年律令と景帝中元二年詔に見える賵賻制

規定が現れ、前漢の前半期には、律や詔の形に基づく賵賻制度が確立されている。 行われていたことに起因すると考えられる。漢代になると、二年律令と景帝中元二年詔に官員や諸侯王に対する賵賻 管見の及ぶ限り、 先秦時代の法令には賵賻の贈与に関する規定は見出せない。これは当時の賵賻が主に儀礼に従 って

秩に応じた衣の贈与が規定されている。 張家山漢簡に見える二年律令の賜律は漢代における賞賜の内容や基準に関する律文である。 すなわち、二年律令 賜律 二八三簡(ミ)に、 この賜律では、 官員 の官

(前略)二千石吏不起病者、賜衣・襦・棺及官衣常(裳)。

とあり、また、二八四簡に、

するのは凶礼に規定される襚である。つまり、二八三簡と二八四簡に見える「衣」や「官衣裳」はすべて凶礼に見える 贈与の「衣」や「官衣裳」は小斂や副葬のために与えられるものであると推定される。 を贈ることを規定している。ここに見える「不起病」とは、官員が在官中に死ぬことの婉曲表現である®。そのため とある。 襚に相当するものであろう。 二年律令二八三簡と二八四簡は在職の二千石から五百石以下の丞・尉に至る各級官員に対し衣や棺などの物品 賜衣・棺及官常(裳)。千石至六百石吏死官者、居県賜棺及官衣。五百石以下至丞・尉死官者、 死者に小斂や副葬用の服を贈与

前掲の賜律に見える「官衣裳」は官員が着用するものであると考えられる⑴。二八三簡と二八四簡が規定する贈襚の等 衣裳」は服の総称ではなく、「衣」は上着で「裳」は下着であるとしており、また「襦」は短衣であるとしてい 先行研究は二八三簡・二八四簡に見えるそれぞれの服について、『説文解字』や『釈名』に基づいて考察しており、

級を整理すると、

次の表のようになる

衣・襦・官衣・官裳	二千石
衣・官裳	郡尉
官衣	千石から六百石

服はすべてが揃っているわけではない。 この表を見ると、二千石の官員に対する贈襚は一通り揃っているのに対し、 従って小斂や副葬の際には、 官員の親族によってそれらの服が揃えられなけれ 郡尉や千石から六百石に至る官員に贈る

諸当賜、官毋其物者、以平賈(價)予銭

ばならないであろう。また、二年律令 賜律 二九○簡に、

とある。ここから、実際には二八三簡・二八四簡に規定される実物の服の代わりに、それに相当する銭を贈ることも許 されていた。賜律には賜与の服の寸法と素地についてはっきり限定されている⑫ため、 てもその額が定められ ていた。 服の代わりに銭で渡す場合にお

の襚を贈ることを定めているが、 いない。つまり、 二八三簡・二八四簡には、 棺は凶礼に定められた賵賻の範疇に入っていない。そのため、 襚のほか、 ほかの賵賻の制度は未だ確立されていない。 棺の贈与も記している。儒家経典には、 二年律令の賜律は官員の秩に応じた額 喪葬儀礼における棺の贈与を言及して

景帝中元二年 (前一四八)、諸侯王と列侯の事務に関連する詔が公布され、その中で賵賻の贈与について言及してい

る。その内容は、『漢書』巻五 景帝紀に、

(中元)二年春二月、令諸侯王薨、列侯初封及之国、 誄・策。王薨、遣光禄大夫弔襚祠賵、 視喪事、 因立嗣子。 大鴻臚奏諡・誄・策。 列侯薨、 遣太中大夫弔祠、 列侯薨及諸侯太傅初除之官、 視喪事、 因立嗣。

こあり、その顔師古注に

応劭曰、衣服曰襚。祠、飲食也。車馬曰賵。

中に諸侯王に対する襚・賵の贈与が規定されている。しかし、 とある。中元二年詔には襚のみならず、 中元二年詔の主旨は、 諸侯王と列侯が亡くなった際の諸事務とそれらを処理する官員を規定することにあり、その 賵の贈与も記している。ここに見える賵は車馬を用いて送葬を助ける贈与であ 中元二年詔では襚・賵の基準については全く見られず、

ただ光禄大夫に諸侯王に対して襚・賵の贈与を行わせることのみが見られる。

それだけではなく、当時死者に車馬と財貨を与える記事もほとんど見られない。そのため、 ಠ್ಠ らの贈贈 ほ :かの賵賻の内容に対する条文は全く見えない。中元二年詔はただ諸侯王の喪葬事務を扱う官員に関して記すのみであ 以上では二年律令の賜律と景帝中元二年詔に見える賵賻に関わる規定について検討した。 これらの法令には、 贈賻の 制度は未だ成立していなかったと考えられる。 後代の賵賻制度の中で普遍的に行われた賵 (車馬)と賻 (財貨) の贈与は未だ現れてい 漢代の前半期には、 賜律には贈襚の基準以外、 国家か ない。

# (2) 二千石に対する賻の故事

なると、亡くなった二千石・中二千石の官員に対する銭百万に相当の贈賻の例が幾つか見られる。『漢書』巻七六 尹翁 伝には 賻は財貨によって喪家を扶助するものであり、歴代の賵賻制度の中でもすべての官員を対象とした最も普遍的なもの 前述したように、前漢の前半期には官員に対する贈賻の制度は未だ成立していない。しかし、宣帝・元帝期に

元康四年 (前六二)、(尹翁歸) 病卒。 家無餘財、 天子賢之、 制詔御史、「(中略) 其賜翁歸子黄金百斤、 以奉其祭

る(三)。すなわち、 帝は百斤の黄金を彼の子に贈与している。 とある。 尹翁歸はもともと宣帝期における扶風太守(二千石)であり、彼が死んだ際、経済的に貧窮していたため、 尹翁歸の子に賜与された百斤の黄金は、およそ銭百万に当る。また、『漢書』巻八八 欧陽生伝に、 宣帝期に定められた黄金と銭の交換比率では、 一斤の黄金が 万銭に相当す 宣

元帝即位、 可以自成」。 (欧陽) 及地餘死、 地餘侍中、 少府官属共送数百万、其子不受。 貴幸至少府、 戒其子曰、「我死、 天子聞而嘉之、賜銭百万。 官属即送汝財物、 慎毋受。 汝九卿儒者子孫 以廉

漢晋における賵賻制度について(劉)

地餘の息子は彼の遺言に従って、少府の属官たちが贈った数百万の銭を受けなかった。元帝はこの行為を表彰するため、 七二 貢禹伝に あえて銭百万を賜与した。息子を戒める地餘の遺言の中では、皇帝や国家から与えられる財物には言及していないため、 皇帝や国家からの財物 欧陽生の子孫である欧陽地餘は中二千石の少府卿であり、 (賻) の贈与は未だ制度として存在していなかったと考えられる。そのほか、『漢書』巻 彼が言う「官属」は少府の属官の意味である。

為御史大夫数月卒、天子賜銭百万。

のような帝賜は結局二千石の官員に対する賻の基準となっていったことが読み取れる。 金銭の贈与は制度に規定された賻ではなく、 御史大夫(中二千石) の貢禹が死亡した際、元帝も銭百万を賜与している。 一時的な帝賜によるものであるが、次の 尹翁歸・欧陽地餘・貢禹に対する 『後漢書』巻三一 羊続伝からそ

贈られた銭百万の賻とは関係があることを示唆している⑸。 する賻も一時的 なっていたことがわかる。 で形成された慣例である。上記の史料から、漢代における二千石の官員に銭百万の賻を贈与する故事が存在するように 未だこの一度の行為の段階であったと考えられる。 条文化された故事、 に対する贈賻によって形成された故事であると考える。廣瀬薫雄氏は漢代における故事の形成が、 田氏が指摘するように、ここに見える「旧典」 前 而徵為太常、 な帝賜であるので、筆者は『後漢書』に見える「二千石卒官、 のような三段階を経ていたと指摘している(5)。 未及行、会病卒、 鎌田重雄氏は前掲の『後漢書』における二千石に対する贈賻の故事と元帝により欧陽地 時年四十八。遺言薄歛、不受賵遺。 は漢代の故事である(生)。 欧陽地餘の例以外の、 宣帝・元帝期における二千石に対する銭百万の賻 漢代の故事は漢代におい 賻百万」の故事は宣帝・元帝期 旧典、 尹翁歸や貢禹に対する銭 二千石卒官、 一度の行為→先例 て皇帝側や各官署 百 の二千石

て銭百万に当るため、 二千石に対する贈賻の故事は二千石と中二千石を含んでいたと推定できる。『後漢書』羊続伝に は二千石であり、 欧陽地餘 ・貢禹及び後漢の羊続は中二千石であり、 彼らに贈与された賻

て存続していたことがわかる。 おいて、 前漢の故事を引用していることを踏まえると、後漢でも二千石に銭百万の賻を贈与するという基準が依然とし

か見られる。このような一時的な帝賜は次第に二千石に対する贈賻の基準に関する故事となっていた。 以上を整理すると、 前漢の宣帝・元帝期に死亡した二千石官員に対し銭百万に相当する賻の賜与が行われた例が幾つ

# (3) 霍光故事に見える赗賻

賻の贈与も発展していったと考えられる。 賵 .賻は凶礼に由来するものであるので、宣帝以降において儒家思想の影響力が拡大するとともに喪葬儀礼における賵 次の『漢書』巻六八 霍光伝に見える宣帝期の霍光に対する賵賻の内容は

常によく整ったものである

極以轀輬車、黄屋左纛、 光薨、上及皇太后親臨光喪。太中大夫任宣与侍御史五人持節護喪事。中二千石治莫府塚上。 衣五十篋、璧珠璣玉衣、 発材官・軽車・北軍五校士軍陳至茂陵、以送其葬。 梓宮・便房・黄腸題湊各一具、 樅木外臧椁十五具、 東園温明、 賜金銭・繒絮 皆如乗輿制度。

ここに見える「繒絮」は服の材料の繒帛や糸綿、 は出棺において亡骸を載せて埋葬地に運ぶ喪車であり、 或いは繒や絮で作られる服を指しており、 賵に属する。 いま、 霍光に対する賵賻を整理すると、次の表の 襚に属する。また、 轀輬車

ようになる。

	璧・珠璣⑺	含
・玉衣	繒絮・繍被百領・衣五十篋	襚
	轀輬車・黄屋左纛	賵
	金銭	賻
	・玉衣	・珠璣(ご)       繪絮・繍被百領・衣五十篋       轀輬車・黄屋左纛

がすべて見られる。 『漢書』巻九八 元后伝に見える王音・王商の記事 の表からは、霍光に与えられた賵賻が極めて豪奢なものであり、『儀礼』や『礼記』に記された四つの賵賻の形式 漢代における霍光の特殊な地位を踏まえると、 (成帝期) から、このような殊遇は結局重臣への贈与の故事と 

王氏爵位日盛、 **吊贈如大将軍故事、** 唯 (王) 諡曰景成侯。 音為修整、 数諫正、 有忠節、 輔政八年、 薨。 弔贈如大将軍、 諡曰敬侯。 (中略) (王) 商

なったことが窺われる。

霍光が大司馬・大将軍などの要職を歴任し、博陸侯に封ぜられたため、 博陸侯故事などと称される。元后伝に見える「大将軍故事」とはすなわち、霍光故事のことである。 霍光に関する故事はまた大司馬故事 前掲の霍光 大将

伝の記事は、

その霍光故事の具体的な内容であろう。

されていた。『後漢書』巻一六 鄧騭伝に載せる鄧騭の兄である鄧弘の記事に、 夫と侍御史によって喪葬の過程や儀礼が監督されることを意味する。そのため、喪葬儀礼の進行や賵賻の贈与などの場 霍光故事には、 以送其葬」の送葬の礼は、霍光故事における重要な一部分であり、後漢には依然として出棺の際の故事として参照 それらに対応する儀礼にも従わなければならない。例えば、霍光伝に見える「発材官・軽車・ 物品の贈与だけではなく、その他の儀礼も含まれている。 前掲の霍光伝に見える 北軍五校士軍陳至茂 「護喪事」 は太中

らかとなった。実態面を見れば、漢代には霍光故事に定められた礼と物を得る人物は非常に少なく、主に輔政や開国の とある。 重臣である(ས॰)。 元初二年(一一五)(鄧) 以上の検討により、喪葬に関する霍光故事の内容は、礼と物の二要素によって構成されたものであることが明 よって、そこに見える喪葬儀礼や賵賻物品が漢代における最高級の礼遇を示していることは疑いない。 弘卒。(中略)将葬、 有司復奏発五営軽車騎士、 礼儀如霍光故事。

## (4) 丞相故事に見える賵賻

次 『漢書』 漢の成帝期には、 巻八四 翟方進伝に、 丞相に対する賵賻の贈与も整備され、 それらは故事に従って行われていた。 このことについて、

方進即日自殺。 上秘之、 遣九卿冊贈以丞相高陵侯印綬、 賜乘輿秘器、 少府供張、 柱欄皆衣素。 天子親臨弔者数至、

とあり、その顔師古注に、

賜異於它相故事。

賜銭・葬地。

葬日、

公卿已下会葬焉

師古曰、「『漢旧儀』云、 丞相有疾、 皇帝法駕親至問疾、 従西門入。 即薨、 移居第中、 車駕往弔、 賜棺 ・棺斂具、

顏師古注が引用する『漢旧儀』の記事は丞相に対する喪葬の故事であり、すなわちその丞相故事の内容である。その内 とある(2)。 翟方進伝に見える「它相故事」はほかの一般的な丞相に対する故事であり、 のことである。それから考えると、 翟方進は成帝綏和二年 銭の贈賻が見られるが、具体的な額が残っていない。しかし、漢代の故事は前代の先例によって定められたも 当時先例の額に従う贈賻の基準も存在していたと考えられる。 (前七) 丞相の喪葬における各事務は当時すでに故事に従うという形で行われていたであろ に自殺したので、 その丞相故事は遅くとも成帝期には成立されていたものである。 すなわち喪葬に関わる丞相故事

漢における賵の贈与の実例は極めて少なく、上述の霍光と翟方進以外では孔光に対する賵の贈与が見えるのみである。 相故事」とは別に加えて賜与されたものであり、 皇帝が翟方進に賜与した「乘輿」は賵に属するが、賵は「它相故事」には見えない。翟方進に対する賵は、 孔光伝に、 一般の丞相に対する賵賻の故事には賵は含まれなかったであろう。前

元始五年 五 薨。 莽白太后、 使九卿策贈以太師博山侯印綬、 賜乘輿祕器、 金銭雑帛。 (中略) 載以乘

漢晋における賵賻制度について(劉

## 輿轀輬及副各一乘。

あったと考えられる。

とある。 孔光に対する賵賻の等級は一般的な丞相より高い。翟方進・孔光の身分を見ると、彼らに対する賵の贈与は特例で 孔光は要職を歴任し、二度丞相を担当した人物で、最終的には自ら職を辞して王莽の勢を避けていた。 そのた

含むものであった。また、 以上を整理すると、 前漢成帝期には丞相の喪葬各事務はすでに故事として制度化されており、 特例の場合、 賻に加えて賵の贈与も行われた。 その内容は賻の基準を

## (5) 後漢の賵賻制度

に対し、氏は後漢においては銭以外、すなわち織物や穀物も合わせて贈与されていたことを指摘している宍っただし、 次の史料から、 およそ二千石以下・中二千石及び万石の三つの等級が存在したことを指摘している。また、前漢の賻が銭だけであるの 杉本憲司氏は後漢の史料に見える賻の実例を集め、後漢では官員に対する明確な贈賻の基準が形成されておらず、お 温序伝に 後漢における銭・織物・穀物の組み合わせは統一されたものではなかったことがわかる。『後漢書』巻

とあり、『後漢書』巻一〇上 光武聞而怜之、命(王)忠送葬到洛陽、賜城傍為冢地, 光武郭皇后紀に、 賻穀千斛、 縑五百匹。 除三子為郎中。

以太牢具上郭主冢,賜粟万斛,銭五十万。

とあり、『後漢書』巻二六 韋彪伝に、

永元元年(八九)卒、詔、「(中略)其賜銭二十万、布百匹、穀:

とある。以上の史料に銭・織物・穀物のさまざまな組み合わせが見えるため、 後漢の贈賻の内容が未だ定められていな

前漢の故事を参照して行われていたことを示している。 かったことが看取される。また、 前掲の『後漢書』 羊続伝 「旧典、 二千石卒官、 賻百万」 は、 後漢における賻の贈与が

賻の贈与は依然として前漢の故事を参照し、 以上の内容を整理すると、後漢における、 銭・織物・穀物を組み合わせて贈与していたことがわ 官員に対する贈賻の基準は明確ではないが、 三つの等級が存在しており、 か

んど見られ 前掲の景帝中元二年詔は諸侯王に対する綫・ ない。 それに対し、 後漢にはその基準が明確に定められていた。『後漢書』巻四二 **賵の贈与に言及しているが、** 前漢では諸侯王に対する贈賻の基準 中山簡王焉伝に

賻銭千万・布万匹

とあり、『後漢書』巻五五 済北恵王寿伝に、 皇子始封薨者、 皆賻銭三千万・布三万匹。 嗣王薨、

[中興至和帝時、

おいて王に対する贈賻は必ずしも法令によって規定されたものではなく、その基準は故事の形で存在していた可能性が 嗣王に対する贈賻は銭千万・布万匹であった。永初以降、 自永初已後、戎狄叛乱、 以上の史料によると、 嗣王の贈賻は五百万銭・布五千匹となっていた。中山簡王焉伝における 国用不足、 後漢における初代諸侯王に対する贈賻は、 始封王薨、 減賻銭為千万、 国家支出の激増に伴い、 布万匹。 嗣王薨、 永初以前には銭三千万・布三万匹であ 「皆賻」という表現を見ると、 五 初代諸侯王の贈賻は千万銭・布万匹 百 贡 布 五千匹。

いと考えられ

**賵賻はしばしば行われるようになり、徐々に贈与の伝統が形成され、さらに故事の形で参照されるようになっていった。** なっていった。当時、 の形によって行われていた。宣帝、 それらには贈 後の漢代においてほとんど存在が確認できない。宣帝以降、二千石・丞相・諸侯王などに与えられる賵賻は主に故事 以上、漢代の賵賻制度を検討してきた。前漢宣帝期より前に賵賻の贈与に関する二年律令と中元二年詔が現れたが、 賵 贈賻の制度がまったく見られない。また、そのように法令の形によって定められた賵賻の基準は、 儒家凶礼は現実の喪葬にも強い影響を与えていたと考えられる。 特に元帝期において儒教の国教化ਿとともに、儒家儀礼がさらに重視されるように これに伴い、 凶礼に規定される

従って、 宣帝以降の赗賻の贈与は後に故事として扱われるようになったと想定される。

役割を果たしていた。 形成された贈与についての慣例であったと言えるであろう。 かった窓。以上の検討より、 廣瀬薫雄氏の指摘によれば、 それは常に一 **賵賻の基準に関する漢代の故事は、二千石・丞相・諸侯王などの喪葬儀礼の現場において** 漢代の故事は帝室や各官署においてそれぞれ独自に形成され、 度の行為を前提として形成された慣例であり、 国家が統 それが内部規定としての 的に制定した法典では

#### 西 晋 の 賵 賻 制 度

法律や制度の整備とともに、 |国時代における賵賻の例は極めて少なく、当時の賵賻制度を明らかにすることは難しい。 **賵賻制度も確立されていった。** 本節では西晋の賵賻制度について検討する。 しかし、西晋になると、

## 1 『晋書』に見える賵賻の制度

によって、晋令を全般的に復原している。張氏が復原した喪葬令には、 に散逸してしまったため、この令の内容をつぶさに検討するのは難しい。張鵬一氏は残された晋令の佚文や自身の研究 西晋の令典には喪葬令という篇目が存在し、その内容は官員の喪葬事務に関わる令文であった。しかし、晋令はすで が見える。その賵賻条に、 官員の賵賻を定める令文(以下「賵賻条」

とある。この「賵賻条」は『晋書』各伝に基づき、まとめられたものであるが、この条文と一致しない『晋書』 三公・大司馬・大将軍薨、 天子発哀于朝堂、 賜秘器・朝服 一具・衣一襲・銭三十万・布百匹、 加諡 の記事

す

が幾つか存在している。そのため、「賵賻条」に関連する史料を網羅的に整理し、 要があると考えられる。『晋書』における賵賻の贈与に関する記載をまとめると、以下のようになる。 西晋の賵賻制度をさらに検討する必

光伝)		(第三品)		
詔賜朝服一具・衣一襲・銭三十万・布百疋。(『晋書』巻四五 侯史	無載	少府卿	泰始中	侯史光
書』巻三九 荀顗伝)		(第一品)		,
詔曰、「(中略) 其賜温明祕器·朝服一具·衣一襲。諡曰康」。(『晋	無載	太尉	泰始十年	荀顗
疋。(『晋書』巻三三 鄭沖伝)		(第一品)	(二七四)	
帝於朝堂発哀、追贈太傅、賜秘器・朝服・衣一襲・銭三十万・布百	無載	太傅	泰始十年	鄭沖
以供喪事。(『晋書』巻四四 鄭袤伝)		(第一品)	(二七三)	
帝於東堂発哀、賜祕器・朝服一具・衣一襲・銭三十万・絹布各百疋、	無載	司空	泰始九年	鄭袤
書』巻二三 石苞伝)		(第一品)	(二七二)	
帝発哀於朝堂、賜祕器・朝服一具・衣一襲・銭三十万・布百疋。(『晋	無載	司徒	泰始八年	石苞
諡曰元」。(『晋書』巻三五 裴秀伝)		(第一品)	(二七二)	
詔曰、「(中略) 其賜祕器・朝服一具・衣一襲・銭三十万・布百疋、	無載	司空	泰始七年	裴秀
巻三三 王祥伝)		(第一品)	(二六九)	
詔賜東園秘器・朝服一具・衣一襲・銭三十万・布帛百疋。(『晋書』	無載	太保	泰始五年	王祥
一頃、諡曰元。(『晋書』巻三九 王沈伝)	(第一品)	(第二品)	(三六六)	
帝素服挙哀、賜祕器・朝服一具・衣一襲・銭三十万・布百疋・葬田	司空	驃騎将軍	泰始二年	王沈
<b>賵賻內容</b>	贈官	官職	死亡年	人物

巻三九 荀勖伝)	(第一品)	(第三品)	(二八九)	
詔贈司徒、賜東園祕器・朝服一具・銭五十万・布百疋。(『晋書』	司徒	尚書令	太康十年	荀勖
(『晋書』巻四三 山濤伝)	(第一品)	(第一品)	三八三	
詔賜東園秘器・朝服一具・衣一襲・銭五十万・布百疋、以供喪事。	司徒	司徒	太康四年	山濤
祜伝)	(第一品)	(第二品)		
賜以東園祕器・朝服一襲・銭三十万・布百疋。〈『晋書』巻三四 羊	太傅	征南大将軍	咸寧四年	羊祜
(『晋書』巻四四 盧欽伝)	(第一品)	(第三品)	(二七八)	
	開府儀同三司	尚書僕射	咸寧四年	盧欽
百疋。(『晋書』巻三三 何曾伝)		(第一品)	(二七八)	
帝於朝堂素服挙哀、賜東園祕器・朝服一具・衣一襲・銭三十万・布	無載	太宰	咸寧四年	何曾

復原した「賵賻条」の対象は、必ずしも確かなものではないであろう。 太傅・太保・驃騎将軍・尚書僕射・征南大将軍・尚書令などの官員も「賵賻条」の贈与を得ている。そのため、 であった。 張氏は 「賵賻条」 しかし、 の対象を三公・大司馬・大将軍に限定している。 前掲の史料には、大司馬・大将軍の職を持っている官員が見られない。 西晋における三公は、 すなわち太尉・司空・ また、三公のほか、 張氏が 司

確認できない。 すべて晋官品の第一品に属する。また、王沈・盧欽・羊祜・荀勖は生前には、 認できない侯史光を除けば、「賵賻条」のような贈与を得た官員はすべて一品の官職或いは贈官を持っている。 後には第一品の贈官を賜与された。ただし、少府卿の侯史光に対する贈官については、『晋書』に記されていないため 掲の表に見える太宰・太傅・太保の官職は、 亡くなった官員に贈る贈官は、 常に喪葬儀礼や賵賻物品の等級標準とされていた。 西晋においては三公・大司馬・大将軍とともに「八公」と呼ばれ 第一品の官職を持っていなかったが、死 そのため、 つまり、 贈官が確

「賵賻条」に限定される賵賻の対象は、一品官員であった可能性が高い。

が、 それらの 氏は 赗 記録の構造や内容は [賻条] の規定を晋喪葬令の令文として復原している。 「賵賻条」と基本的に同じである。 前掲の史料における賵賻の数量は少し異なっている つまり、上述した官員に対する賵賻は、 「赗賻!

に従い、「賵賻条」のような法令に従った贈与の構造はまったく見出せない。そのため、「賵賻条」を喪葬令の条文と する復原は妥当なものとは言えないであろう。 泰始令は全面的に漢魏の法令をまとめ、 は泰始四年に公布されたものであるので、泰始二年の王沈に対する賵賻はその喪葬令を参照したわけではな のような規定に従って行われていたものであろう。 しかし、前掲の表にあるように賵賻の実例として初めて見えるのは泰始二年の王沈に対する贈与である。 編纂されたものである。 前述したように、漢代における赗賻の贈与は主に故事 泰始

事となったと想定される。 初めて死亡した一品官員であるので、彼に対する賵賻はある程度その後の一品官員に対する賵賻の慣例になり、 は、 ける者の身分を見ると、ほとんど一品官員であった。 この復原には以上のような問題点が存在するので、 泰始二年に死亡した王沈である。 西晋の故事の制定について『唐六典』巻六 王沈は幾つかの要職に任じられ、死亡した後、 前掲の史料に見える「賵賻条」のような賵賻を受けた最も早 以下では 「赗賻条」 刑部尚書郎中員外郎条に の法的な形式について検討したい。 司空の贈官を与えられた。 赗賻 を受 局

掲 に とある。 引用されたものであり、 2の史料に見える一品官員に対する賵賻の記録の内容は互いに似ており、 . 律典・令典とともに公布された。 西晋の故事は当時の制詔に基づいて編纂されたものであり、 そして、 そのような詔の様式は南朝まで存続している。 そのため、 その故事は泰始三年以前の制詔に基づくものであったこと 泰始三年にその編纂事業が完成し、 また、 『梁書』巻三一 王祥・裴秀などの賵賻 袁昂伝に の記 泰始四 が わ は詔 カュ 年正 から 月 前

晋賈充等撰律令、

兼刪定当時制詔之条、

為故事三十巻、与律令並行。

大同六年 (五四〇) 薨、時年八十。 詔曰、 「(前略) 給東園秘器・朝服一具・衣一襲・銭二十万・絹布 百疋 蠟

(晋における賵賻制度について (劉

二百斤、即日举哀」。

とある。以上により、前掲の賵賻の記載は実際の詔によったものであると推定できる。とすれば、 記述も詔から引用されたものであろう。上述の考察を要約すると、以下の三点のようになる。 王沈に対する賵賻の

- 1 西晋の故事は主に泰始三年以前の詔によって編纂されたものである。
- (2) 『晋書』における王沈に対する賵賻の記録は詔から引用されたと推定できる。
- (3)王沈は泰始二年に死亡し、泰始三年以前に亡くなった唯一の一品官員である。

の基準となったと考える。すなわち、「賵賻条」のような規定は、 この三点から、筆者は王沈に対する賵賻の詔は泰始四年に公布された故事に収められ、 西晋の喪葬令ではなく、 その後一品官員に対する賵 故事の形によって存在して

# (2) 西晋における「朝服一具」・「衣一襲」の贈襚制度

いたと考えて大過ないであろう。

うな内容が存在しなかったのみならず、当時儀礼の一部としての服制にも「朝服一具」のようなものもまったく見えな せは未だ統一されてはいなかった。西晋は後漢以来の賻の内容を整理し、銭と織物の贈与を定めたと考えられる。 べたように、 ける贈襚の内容となったか、 としていた回。 また、それらの贈与に見える「朝服一具」・「衣一襲」の贈与は襚に属する。 西晋以後、「朝服一具」・「衣一襲」 掲の賵賻の史料には、賻と襚の贈与が見られる。その中で賻の内容は銭と織物の二種類を包括している。 後漢における賻の贈与は常に銭・織物・穀物を組み合わせて行われていたが、当時この三種類の組み合わ そのため、 「朝服一具」 などの問題を検討しなければならない。 の贈襚は頻繁に行われており、南北朝における贈襚の内容はこれらの贈与を主 の服制は 如何にして形成されたか、 如何にして「衣一襲」と合わせて西晋にお しかし、西晋より前の贈襚にはこのよ 前節で述

### 朝服 具 の内容

1

後漢においてすでに現れているが、その詳細についての記載はほとんど残っていない。 ·廷側において身分の高下を可視的に表示する常用の服であり、 <sub>の</sub> 贈 襚に見える 朝 服 具 は、 当時 0) 服 制 から派生したものである。 西晋において初めて確立されたものである(s)。 西晋の服 L 制に定められ かし、 次の 『続漢書』 た 朝 服 朝服 は は

輿服下から、 西晋の朝服は後漢以来の袍服に基づいたものであることがわかる。

服衣、深衣制。 縫大之、近今袍者也。 有袍、 隨五時色。 今下至賎更小史、 袍者、 或曰周公抱成王宴居、 皆通制袍・単衣・阜緣領袖・中衣、 故施袍。 『礼記』「孔子衣縫掖之衣」。 為朝服 云 縫掖其袖、 合

すのではなく、 ては、 次の『宋書』巻一八 袍・単衣・中衣などによって構成される服の組み合わせである。 礼志五から窺うことができる。 右に見える「今」 が西晋のことと指すであろう。 また、 西晋の 朝服 <u>一</u>具 0 内容につ

『続漢書』が西晋に編纂されたものであるため、

朝服一具、 加絳絹黄緋・青緋・皂緋袍単衣各一領。 冠幘各 絳緋袍・皂緣中単衣・領袖各一領、 五時朝服者、 革帯 加給白絹袍単衣 袷袴各一、 舄 領 袜各一 量、 簪導餉自 副。 四

える朝服に関する記載と同じであるが、 礼 南朝宋の礼制は基本的に『晋礼』を踏襲しているのであるので、 活の 記載を参照できると考えられる。 ここに見える「朝服一具」の主体 朝服のほ かに冠・帯・舄なども含んでいる。 西晋の「朝服一具」の具体的な内容については (袍・単衣 ・中衣) は 『続漢書』 輿服下に見

を整理させた窓。 また服以外の冠 **■魏末年、** 魏晋の嬗代のために、晋王司馬昭は新たな国家制度の確立を図り、 帯・舄などを加え、 その背景を踏まえ考えれば、 晋の 朝服 当時儀礼の一部としての服制を整理する際、 具 の服制を定めたと推定できる。 全面的に漢代以来の儀礼 漢代以来の袍服 法律 に基づき、 官制

漢晋における賵賻制度について **劉** 

朝服は一

つ

Ó

服

を指

時

朝服

# 2 贈襚としての「朝服一具」

を見ると、二年律令における「官衣裳」は西晋の「朝服一具」の贈襚と類似したものであると考えられる。つまり、 しているため、 その贈襚には「官衣裳」が見られる。二年律令に見える「官衣裳」は公的な服であると確認できる⑻。 :掲した二年律令の二八三簡・二八四簡によると、前漢には二千石から六百石までの官員に対する贈襚が存在してお 「朝服一具」のような公的な服を国家の贈襚とする制度は遅くとも前漢に遡ることができる。 前漢における「官衣裳」の具体的な形態や機能などについては知ることができない。斂衣としての機

氏の研究によると、 見されなかったが、 武威磨嘴子漢墓における第六二号墓は王莽時期の墓と確認されている。その墓からは墓主の身分を証明できるもの は公的な服であろう。 における墓主の頭部には冠があり、発掘者は冠の竹筋の形を根拠としてその冠を「進賢冠」であると推定している⑸。 の斂衣や副葬の服に関する体系的な史料は欠けているが、考古学資料には、それらの服の実態を窺う手掛かりがある。 進賢冠」は漢代では一般の文官が朝服とともに用いていた冠である(®)。六二号と四九号墓の冠服から見ると、それら 上述した制度面の他に、漢代から公的な服を斂衣や副葬の服とすることが一般的に行われていた。漢代における官員 ・二八四簡に見えるそれぞれの上着と下着の「官衣裳」の形とは全く異なっており、上着と下着を合わせる連体の袍 漆纚籠巾」と「短耳屋形冠」をかぶっており、体に赤い袍を着ていた。その巾と冠の組み合わせについては、 前掲の『続漢書』輿服下に見える朝服は袍を主体としたものである。また、武威磨嘴子四九号墓 漢代の「武弁大冠」、すなわち武官の冠である(20)。墓主が着用していた斂服は、 副葬品に基づいて、墓主は生前に高い職を持っていた官員であるとされている〇〇〇〇 以上の考古学資料によれば、 遅くとも前漢の末期から官員はすでに公的な服を着用して棺に納 二年律令の二八三 その墓主は (後漢中期 は

られていたのである。

後漢になると、 服 制 の整備が加えられ、 中には太皇太后と皇太后の 死後に朝服を副葬する制度も見える。

志六 礼儀志 諸郊廟祭服皆下便房。 太皇太后 ・皇太后崩条に、 五時朝服各一襲在陵寝、 其餘及宴服皆封以篋笥、

蔵宮殿後閣室

また、『三国志』巻二八 王凌伝には朝服を着用して埋葬される実例も見える。 つまり、 には陵寝に入れる「五時朝服」 この史料は太皇太后と皇太后が死亡して先帝と合葬する場合の副葬品 後漢の儀礼には、 最もランクの高い朝服を太皇太后・皇太后に対する副葬の服とすることが定められていた。 がある。 五時朝服は 『晋書』 巻二五 輿服志に見える最もランクの高い朝服 の内容を記したものであり、 である(33)。

乃発 (王) 凌・(令狐) 愚塚、 剖棺、 暴尸於所近市三日、焼其印綬・朝服、 親土埋之。

ここから、王凌・令狐愚の棺には朝服が納められていたことがわかる。 六二号漢墓における事例と類似していたと考えられる。 うことを踏まえると、もともとこの二人は朝服を着用して納棺されていた可能性が高い。 に接触させて埋葬するという意味であり、すなわち裸の葬である。王凌と令狐愚が朝服を焼かれて裸の葬をされたとい さらに、ここに見える その様子は磨嘴子第四九号と 「親土」 は肌を直接に土

え、 服 する儀礼が設けられた。以上により、前漢末期から公的な服は重要な斂服或いは副葬の服となっていったと推定できる。 に行われていた。 西晋より前の納棺の服の実態をまとめると、前漢末期以降、 前述したように、「朝服一具」は西晋より前の服制や贈襚にはまったく見られない。 西晋が 具」の 服制を定め、 「朝服一具」を選定し、 服制が完備するとともに、太皇太后と皇太后のような帝室成員の葬礼において五時朝服を副葬の服と またそれを最も常用の公的な服としていた。よって、漢代以来の斂服や副葬の服の実態を踏ま 国家の贈襚としたと考えて大過ないであろう。 官員が公的な服を着用して棺に納められることは 西晋は漢代の袍服 により、 遍 朝

## 3 「衣一襲」の内容

漢晋における赗賻制度について(劉

にただ一つの服を指すのではなく、複数の服で構成されていた。この点については、次の『史記』巻九九 前掲の西晋における一品官員に対する贈襚の中には「衣一襲」も見える。その「衣一襲」は「朝服一具」 と同じよう 叔孫通伝に

とある。また、『漢書』巻四三 叔孫通伝の「衣一襲」を注釈する顔師古注に、 『国語』謂之一称。賈逵案、『礼記』袍必有表、 不単。衣必有裳、 謂之一称。 杜預云、 衣単・複具、 云称也

師古曰、一襲上下皆具也。今人呼為一副也。

見える「衣一襲」を注釈する『索隠』に、

り、「衣一襲」は袍・衣・裳などの服のみで構成されるので、同じ種類のものである。そのため、「朝服一具」と「衣 が異なっている。 二組を含むものと思われる。そのため、西晋における贈襚の「衣一襲」には袍・衣・裳が含まれていたと考えられる⑻。 しての衣・裳を含む。また、「一称」と「一襲」の意味は同じであるので、「一襲」は内衣(袍)と外衣(衣・裳) 小斂の衣(上着)は必ず裳(下着)を組み合わせ、それらは「一称」と呼ぶ。実は「一称」は内衣としての袍と外衣と 及び「襲」は同様の意味であり、いずれも服の組み合わせを指すものである⑶。それらの解釈はすべて賈逵が引用する とある。『索隠』は「襲」が「称」であり、顔師古は「襲」が 『礼記』喪大記から生じたと思われる。この史料の大意は次のとおりである。小斂の袍は単衣ではなく、必ず表があり、 ある(36)。 「朝服 襲」とでは、数え方が異なっている。 そのほか、同じように服の組み合わせの意味であるが、「朝服一具」と「衣一襲」とでは、「具」と「襲」の数え方 劉世儒氏の研究によると、魏晋南北朝の「具」は種類が異なるものを組み合わせたセットという意味 一具」は衣服以外の冠・帯・舄も含むもので、 「副」であると、それぞれ解釈しているが、「称」・「副 種類が異なるものの組み合わせであろう。それと異な

官員の日常起居の私的な服については限定していない。漢晋の服制は は西晋より前にしばしば恩賞として下賜されていた。 漢晋の服制に定められた公的な服は祭服 「衣一襲」が具体的にどのような衣服であ

れたものであった。 晋における ったのかについて規定していないため、それは私的な場面に着用する服に相当すると想定される。 納棺させるものであることが明らかとなった。つまり、 「朝服一具」・「衣一襲」の贈襚は身分の高下を表示する朝服と日常起居の私的な服を合わせて官員に贈与 西晋の贈襚は現実における公私両面の服を合わせて形成さ 以上の検討 西

# (3) 泰始律令における故事

的効用に対する検討を通して、それの性格を検討してみたい。 た漢代の故事と比べると、西晋の故事には法典的な性格がすでに備わっていた。本項では、西晋の故事の編纂過程や法 いて考察してきた。 以上、西晋における一品官員に対する賵賻の故事、及びその中に見える「朝服一具」・「衣一襲」の贈襚の成立 西晋の賵賻制度は、漢代と同じように故事の形によって定められた。 しかし、慣例 の側 面 強 0

典 内容は、 (・故事の三部を包括しており、それらは西晋が建国した後の泰始四年に統一的に公布された⒀)。 次の『晋書』巻三〇 刑法志に、 晋王に即位したばかりの司馬昭が賈充に命じて全般的な国家の法律を編纂させた。 泰始律令の具体的な その内容は

当除、故不入律、悉以為令。 賕・詐偽・水火・毀亡、因事類為衛宮・違制、 凡律令合二千九百二十六条、 蠲其苛穢、存其清約、事従中典、 前 !略) 就漢九章増十一篇、仍其族類、 十二万六千三百言、 施行制度、以此設教、違令有罪則入律。其常事品式章程、各還其府、 帰于益時。其餘未宜除者、 正其体号、改旧律為刑名・法例、 撰周官為諸侯律、合二十篇、六百二十条、二万七千六百五十七言。 六十卷、 故事三十巻。 若軍事・田農・酤酒、 辨囚律為告劾・ 未得皆従人心、 繋訊・断獄、 為故事。(中略) 権設其法、 分盗律為請

とある。 泰始律令の中国法史上最も画期的な意義は、 未成熟な法典であった漢代の令の性格を改めたことである。

漢晋における賵賻制度について(劉)

と並列する法典である(33)。 なければならない。 の令は皇帝の詔そのままを編纂・集録したものであるが、 相当な分量を占めている。 六○巻の律令(二○巻の律・四○巻の令)に対して、 かつ両晋はこの三〇巻の故事を数回増補し、最終的に四三巻の「晋故事」としている(3)。 ただし、 泰始律令については律典と令典のほか、故事の設立がなされていることにも注目 泰始律令の令典は、 故事の内容は三○巻に至り、 定められた行政準則であり、 泰始律令の中 刑法 0

事に従えば、 0) 西晋の故事の法源も漢代の故事とは異なっていた。漢代の故事は一度の行為を前提としての慣例である。 た法典ではなかった。それに対し、西晋の故事は律典・令典とともに編纂され、統一的に公布されたものである。また、 に漢代の故事の性格を脱却し、 前述したように、漢代の故事は帝室や各官府においてそれぞれ形成された内部規定であり、 唐六典』 漢・晋の故事は、 卷六 西晋の故事は皇帝の詔を法源とし、編纂や刪定などの作業を経た、恒久的な規定であった。 刑部尚書郎中員外郎条 条文の成立や法源などの方面において顕著な差異が存在している。つまり、 律令体制下の独自の法典となされていたと考えられるのである。 「晋賈充等撰律令、 兼刪定当時制詔之条、 為故事三十巻、与律令並行」 国家が統一的に制定され 西晋の故事はすで しかし、 以上を踏まえ 0)

令より、 |な制度にも触れるものであった。『初学記』巻二七 絹第九には、 西晋における故事の法的効用及び令との関係については、守屋美都雄氏が西晋の故事は「教化」の役割を持ってい 故事は執務上 低次元の事務に関する規定であったと論じている(②)。また、 の細則や先例を集めたものであると指摘している(4)。 滋賀秀三氏は前掲した『晋書』 次の条文を見ると、 西晋の故事は国家の基本 刑法志の記 事によ た

晋故事、 疋、以其絹為諸侯秩。 凡民丁課田、 又分民租戸二斛、 夫五十畝、 收租四斛・絹三疋・綿三斤。 以為侯奉。 其餘租及旧調絹二戸三疋綿三斤、 凡属諸侯、 皆減租穀畝一斗、 書為公賦、 計 所減以 九品相 (増諸! 通 皆輸入 絹

自

旧

に分割する封戸の租調に関する規定である。 天野元之助氏 の指摘によれば、 この その前半の 「晋故事」 「凡民丁課田、 佚文の主要な内容は、 夫五十畝、 「凡属諸! 收租四斛 侯\_ 以下の 絹 三疋・綿三斤」は封戸 部 分で、 国家が

であり、令典に言及されていない場合に対するより詳細な規定であろう。また、『太平御覧』巻二一〇 と確認されている(3)。つまり、この「晋故事」は令典に定められた租調制の下での、諸侯封地の財政分配に関する細 0) |租調を分割する規定の前提に過ぎない(⑫)。その前提は、 すなわち当時の租調制であり、 もともと令典の条文であっ 尚書令条に、

晋故事曰、

賈充為尚書令、

以目疾表置省事、於是遂置省事吏四人、品職章服与諸曹令史同

当然ながら、この省事吏は「官品令」と「吏員令」に設けられた各官職と同じような、 と類似した特徴を持っており、格に先行するものである⑫。 しては律令と根本的な区別がなかったと考えられる。故事の来源や編目の方法などによれば、 る「官品令」と「吏員令」に従って設けられていたが、ここに見える省事吏は「晋故事」によって設けられた職である。 以上に挙げた二つの「晋故事」佚文から、西晋における故事の内容は確かに細則や先例であったが、 この条文は先例に従って尚書省の省事吏を設けたことを記したものである。西晋の官吏は主に泰始律令におけ 国家の法定官吏である。 西晋の故事は 法的な規制 唐代の格 力と

そのような故事の法的性格を踏まえると、本節で検討してきた賵賻に関する西晋の故事は、律令体制下の国家制度の つとして捉えることができる。 とともに、国家の律令体制を構成する法典として、その規制力は律令と基本的に同じであったことがわかる。 以上の検討を整理すると、西晋泰始律令の故事は律典・令典と同時に編纂され、 公布されたものであり、 とすれば

### おわりに

国家の律令体制の中に取り入られたのかという問題についてである。 稿で考察を行ってきたのは、 漢代になると、律や詔によって賵賻の贈与が部分的に規定されるようになっていったが、 中国古代における賵賻の基準や数量に関する制度が如 先秦時代においては賵賻の贈与は主に儀礼に従 何にして形成され、 宣帝期か 5 何にして 胴 賻に

漢晋における赗賻制度について(劉)

になったため、 贈与はさらに後漢に踏襲された。漢代における賵賻の故事は、 わる故事が形成されるようになり、 未だ整備され 徐々に贈与の基準や内容に関する慣例となっていった。それ故このような故事に従っていた漢代の た国家の制度ではなかったと言える。 その後、 **賵賻の贈与は主に故事に従うようになった。** 官員の葬礼において賵賻の贈与がしばしば行われるよう 前漢の故事に基づく賵 0

定する西晋の故事 則や先例のような規定であったが、その法的な規制力は律令と基本的に同じである。 の法典の一部であり、 く似ており、 きた銭・織物の贈与を継承している。 「衣一襲」という私的な服を合わせて構成されるものであった。『晋書』に見えるこれらの賵賻の記述は、 晋書』各伝における一品官員に対する賵賻には賻・襚の贈与が見える。 当時の故事に従って行われていたと推定できる。 の成立によって、 律典・令典とともに、 初めて律令体制に基づく国家制度となったのである。 襚の贈与は後漢の朝服制度に基づいて制定された 国家の律令体制を構成する重要な部分であった。 慣例としての漢代の故事とは異なり、 その中で賻の内容は後漢以来に形成され **賵賻の贈与はその基準や内容を規** 「朝服一具」という公的な服 西晋の故事は内容上 西晋 0) それぞれ 故事は国 細 7

賻制度へと至ったのかという問題については今後の課題としたい。 おいても参照され続けていた。 とりわけその がは、 漢晋における賵賻制度の形成、 「朝服一具」・「衣一襲」 西晋の賵賻制度が如何にして南北朝時代に継承されたか、さらにそれが如何にして唐賵 及び賵賻贈与に関する西晋故事の成立について考察してきた。 の贈襚制度は、 東晋南朝に踏襲されたのみならず、 北魏の太和 西晋 改 制以 の 賵 後 膊 制

#### 註

- (1) 『大唐開元礼』巻一三四 凶礼 勅使弔 賵賻条参照。
- (2) 『儀礼』士喪礼・既夕礼や『礼記』雑記の記載参照

- 3 拙稿 「唐代の賵賻制度について-−唐喪葬令を中心として─」(『史学雑誌』 | 二二─一二、二○一三年)
- 4 滋賀秀三『中国法制史論集』第一章第三節「魏・晋・南北朝 −真正律令形成期(法源の整頓)」(創文社、二○○三年)参照
- 5 鎌田重雄『秦漢政治制度の研究』、第三篇第七章「漢代賻贈考」(日本学術振興会、一九六二年)参照。
- 6 照)。そのほか、杜林淵氏は後漢において官員に対する贈賻の量を検討しているが、その結論は各級官員の秩の比率によって推 算されたものである。 **赗賻にも注目する(斉氏「漢代賻贈初探」『社会科学戦線』、一九八九─五、** る研究が制度をめぐってのものであったのに対して、 ついて」『史林』六二―五、一九七九年参照)。また、斉書深氏は漢代の国家から贈られる賻を研究するとともに、 杉本憲司 「漢代の法賻について」(大阪府立大学社会科学研究会『社会科学論集』二、一九七一年)参照。 杜氏の研究では、 根拠とした史料が明記されていない 佐伯富氏は賵賻に関する思想的な背景に論及する(佐伯氏 同氏「漢代喪贈芻議」『求是学刊』、一九九五―二参 (杜氏 「東漢賵賻制度研究」『東南文化』、二〇〇 上述 「漢代の賻贈に 人々の私的 0) 賵 膊 に関
- 7 遺著・徐清廉校補『晋令輯存』「喪葬令」(三秦出版社、一九八九年)一八一頁参照
- 8 本稿に引用する二年律令は、 張家山二四七号漢墓竹簡整理小組 『張家山漢墓竹簡』(文物出版社、二〇〇六年)
- 9 冨谷至『江陵張家山二四七号墓出土律令の研究(訳注篇)』(朋友書店、二〇〇六年)一九一頁参照。彭浩・陳偉・工藤元男主 『二年律令与奏讞書』(上海古籍出版社、二〇〇七年)二〇九頁参照
- 10 前掲註(8)『張家山漢墓竹簡』 四八頁参照。 。また、 前掲註(9)『二年律令与奏讞書』二〇八頁参照
- 11 長 前掲註(9)富谷氏『江陵張家山二 の部品には、 (陳直『居延漢簡研究』天津古籍出版社、一九八六年、三九六頁参照。 一二四頁参照)。 「県官衣」・「官襲」・「官絝」などのような衣物が見え、それらは官員が着用するものではなく、 一四七号墓出土律令の研究(訳注篇)』一九一頁参照。また、 また、永田英正『居延漢簡の研究』同朋舎、 漢代の居延漢簡に見える戍卒や燧 一九八九
- 12 賜律二八二簡、 「賜衣者六丈四尺、 緣五尺、 絮三斤。 襦二丈二尺、 緣丈、 絮二斤。 絝 (袴) 二丈一尺、 絮一斤半。 衾五丈二尺、

漢晋における赗賻制度について

(劉)

- 絮十一金」とある。また、二八五簡「官衣一、用縵六丈四尺、 帛裏、 母絮。 常 (裳) 一、用縵二丈」とある。
- 13 柿沼陽平『中国古代貨幣経済史研究』(汲古書院、二〇一一年) 五五頁参照

和「便宜従事」看漢代行政中的経常与権変」(『治国安邦』中華書局、二〇一一年)三八三頁参照:

15 前掲註(5) 鎌田氏『秦漢政治制度の研究』五三九頁参照 14

邢義田「従「如故事」

- 16 廣瀬氏『秦漢律令研究』 第二部第六章 「漢代の故事」(汲古書院、二〇一〇 年) 二五七頁参照
- 17 『続漢書』 志六 礼儀志下に、 劉昭注補「礼稽命徴曰、「天子飯以珠、 啥以玉。 諸侯飯以珠、 啥以璧」 とある。
- 18 八 前掲の王音・王商・鄧弘以外、 呉漢伝・同書巻二○ 祭遵伝参照 後漢の開国功臣である呉漢・祭遵の葬礼も霍光故事に従って行われたものである。 『後漢書』
- 19 ている。 上記の 引用する『漢書』顔師古注の『漢旧儀』では 『漢旧儀』に見える「賜棺・棺斂具」 の部分は、 「棺」が二つ重なるため、 『冊府元亀』巻三一八 その次の 宰輔部 褒寵 棺 翟方進条では は衍字であると推定できる。 「賜棺斂具」と記し
- 20 前掲註(6)杉本氏「漢代の法賻について」参照
- 21 福井重雅『漢代儒教の史的研究』(汲古書院、二〇〇五年)一〇六頁参照
- 22 漢代における故事の形成や性格については、 前掲註(16)廣瀬氏 『秦漢律令研究』二五七参照
- $\widehat{23}$ 祝総斌 『両漢魏晋南北朝宰相制度研究』第六章第二節「二、西晋的三公・八公」 (中国社会科学出版社、 一九九〇年)
- $\widehat{24}$ 定している。 南北朝の史料には、 「朝服一具」・「衣一襲」の贈襚がしばしば見られる。 南北朝における賵賻制度の詳細については、 別稿を予
- 25 林聡 「晋南朝における冠服制度の変遷と官爵体系」 (『東洋学報』七七—三·四、 一九九六年) 参照
- 26 鄭沖総而裁焉」とある。 『晋書』 巻二 景帝紀に、 「(咸熙元年、二六四) 秋七月、 帝奏司空荀顗定礼儀 中護軍賈充正法律、 尚書僕射裴秀議官制、
- $\widehat{27}$ 前掲註(9)冨谷氏『江陵張家山二四七号墓出土律令の研究 (訳注篇)』) 九一頁参照

- 28 甘粛省博物館 「武威磨嘴子三座漢墓発掘簡報」 (『文物』 一九七二—一二)
- 29 「武士的弁・冠与頭飾」(『漢代物質文化資料図説』、 文物出版社、一九九一年)
- 30 二四三頁参照)。二年律令に見える贈与の衣服はすべて上着(衣・襦)と下着(絝・裳)であり、袍のような上着と下着を合わ 衣服となっていた。五〇九・二六(甲二〇九四)簡に、「戍卒済陰郡定陶池上里史国 せる服は見られない。その際、 袍は、 (後略)」とあり、また、E.P.T5:12簡に、「□官袍一領甲 先秦時代においては内衣であったが、後漢に至って外衣となったものである 袍はまだ内衣のようなものであると考えられる。居延漢簡に見える袍はすでに常見される官給の 官裘一領甲 (前掲註(29)孫氏『漢代物質文化資料図説』 官襲一領甲 県官帛□袍 一口口三斤 官絝一両在亭」とある。
- $\widehat{31}$ 前掲註(28)甘粛省博物館 「武威磨嘴子三座漢墓発掘簡報

袍は内衣から外衣への変化を経ていたと考えられる。

これら漢簡に見える「袍」はすでに外衣のようである(前掲前掲註(⑴)永田氏『居延漢簡の研究』一二四頁参照)。

前漢では

原田淑人『増補漢六朝の服飾』(東洋文庫、一九六七年)一〇八頁参照

32

- 33 前掲註(25)小林氏 「晋南朝における冠服制度の変遷と官爵体系」 参照
- 34 『漢書』 巻七 昭帝紀に、「賜衣被 一襲、 祠以中牢。 (顏師古注、 襲、一 称也。 猶今言一副也。)」とある。
- 35 袍は内衣であるが、 前項において説明したように袍は先秦時代においては内衣であり、 西晋の袍は外衣である。 前漢になると外衣となっていった。『礼記』 喪大記に見える
- 36 劉氏『魏晋南北朝量詞研究』第三章第二組「具」(中華書局、 一九六五年)参照
- 37 本稿は賈充が編纂した各法典の総称を泰始律令と称し、具体的な律・令・故事はそれぞれ律典・令典・故事と称する。
- 38 富谷至 「晋泰始律令への道 第二部魏晉の律と令」(『東方学報』(京都)七三、二〇〇一年) 参照
- 39 賈充が編纂した故事は三〇巻であるが、『隋書』巻三三 経籍志・『旧唐書』巻四六 四三巻を著録している。 守屋美都雄氏は、 隋志・新旧唐志には晋の年号を冠した故事が幾つか存在していることを踏まえ、 経籍志·『新唐書』巻五八 芸文志には、「晋

四三巻の について」東洋史研究会、一九六八年、六○六・六○七頁参照)。これら故事の編纂時期が異なっているが、晋における故事の 「晋故事」は賈充本にのちの故事を補加したものであると考証する(守屋氏『中国古代の家族と国家』第四章 「晋故事

 $\widehat{40}$ 前掲註(3)守屋氏『中国古代の家族と国家』六〇四頁参照。

法的性格は変わっていないと考えられる。

- $\widehat{41}$ 前掲註(4)滋賀氏『中国法制史論集』六三頁参照
- $\widehat{42}$ 天野氏 「西晋の占田・課田についての試論」(大阪市立大学文学会『人文研究』八―九、一九五七年)参照

また、前掲『晋令輯存』「佃令」

- $\widehat{43}$ 張学鋒 四〇頁参照 「西晋の占田・課田・租調制の再検討」(『東洋史研究』五九―一、二〇〇〇年)参照。
- 44 規範—」(『東方学報』(京都)八八、二〇一三年)参照。 劉俊文『唐代法制研究』(文津出版社、一九九九年)一二一・一二二頁参照。また、冨谷至「漢律から唐律へ―裁判規範と行為